

○戸籍届書の記載事項証明書（届書の写し）とは

戸籍届書は、秘密性の高い情報が記載されているため、その性質上原則として非公開とされていますが、一定の「利害関係人」のかたは、「特別の事由」がある場合に限って、その書類に記載した事項について証明書（戸籍届書の記載事項証明書）を請求することができます。

（戸籍法第48条第2項）

特別な事由とは、記載事項証明書を取得しなければ、利害関係人として意図する権利行使ができない場合です。

利害関係人		<ul style="list-style-type: none"> ・届出事件の本人 ・届出人本人 ・届出事件本人の親族（遺族年金や死亡保険金の請求者等） <p style="text-align: right;">など</p>
特別な事由 (例)	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金、厚生年金、共済年金の遺族年金の受給者本人からの請求 ・簡易生命保険の死亡保険金受取人本人である親族からの請求 (※郵政民営化前の契約で、保険金額が100万円を超えるものに限る) <p style="text-align: right;">など</p>
	死以外 の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻、離婚等の無効の裁判の申し立てをする場合 ・外国籍のかたが日本で行った身分行為を、自分の国の大使館等へ報告する場合 <p style="text-align: right;">など</p>

- ・川口市が本籍地の届書（届出により新本籍が川口の場合も含む）は、届出月の翌月末頃に管轄法務局に送付されます。なお、届書移管の時期は目安です。移管後については法務局にお問い合わせしていただき、証明書の請求をしてください。
- ・川口市が本籍地ではない届書（届出により新本籍が川口の場合は除く）の保存期間は1年です。
- ・「管轄法務局へ移管後」又は「保存期間経過後」は請求に応じることができません。
- ・戸籍の記載がされない外国人のみを当事者とする届書（外国人の出生届、外国人同士の婚姻届など）については、川口市で永年保存しています。